

令和 7 年

第 3 回志賀町議会定例会

会 議 錄

志 賀 町 議 会

## 令和7年第3回志賀町議会定例会会議録

令和7年9月2日、第3回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員12名)

1番 小林 克嘉  
2番 梢 正美  
3番 表谷 茂浩  
4番 中谷 松助  
5番 福田 晃悦  
6番 南 正紀  
7番 寺井 強  
8番 堂下 健一  
9番 越後 敏明  
10番 富澤 軒康  
11番 櫻井 俊一  
12番 林 一夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	稻岡 健太郎
副町長	山森 博司
教育長	間嶋 正剛
参与	山下 光雄
町参事兼総務課長	村井 直
富来支所長	町居 義人
企画財政課長	花島 博之
デジタル情報課	三野 善明
税務課長	瀧川 哲也
住民課長	横田 義浩
子育て支援課長	畠中 豊一
健康福祉課長	木村 英敏

環境安全課長	上 滝 達哉
商工観光課長	大 家 英 明
農林水産課長	細 川 直 樹
まち整備課長	前 田 稔
上下水道課長	徳 田 敦 史
富来病院事務長	笠 原 雅 徳
会計管理者(会計課長)	東 山 和 憲
学校教育課長	大 島 信 雄
生涯学習課長	加 茂 野 敏

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	池 端 久 幸
議会事務局主任	辻 口 晃 純

(議事日程)

日 程 第 1	会議録署名議員の指名
日 程 第 2	会期の決定
日 程 第 3	諸般の報告
日 程 第 4	町長提出 議案第57号ないし第68号並びに認定第1号ないし第8号 (提案理由説明)
日 程 第 5	町長提出 議案第67号 (質疑、委員会付託、討論、採決)

---

### ( 開 会 ・ 開 議 )

**福田晃悦議長** ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第3回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**福田晃悦議長** 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、7番 寺井強君、8番 堂下健一君を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

**福田晃悦議長** 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間に決定したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**福田晃悦議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

**福田晃悦議長** 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終ります。

---

## 日程第4 町長提出 議案第57号ないし第68号並びに認定第1号ないし第8号（提案理由説明）

**福田晃悦議長** 次に、本日、町長から提出のありました議案第57号ないし第68号及び認定第1号ないし第8号を、一括して議題とします。  
以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

**稻岡健太郎町長** 議長。

**福田晃悦議長** 稲岡町長。

**稻岡健太郎町長** 令和7年第3回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も非常に猛暑の夏となりました。梅雨明け以降、厳しい暑さが続き、連日のように熱中症警戒アラートが発表されるなど、熱中症に細心の注意を払うべき日々が続いています。予報によりますと、もうしばらくは暑い日が続く見込みです。

これから、季節は秋に向かいますが、多少涼しくなっても、熱中症のリスクが無くなるわけではありません。こまめな水分補給の意識が薄れることで脱水

状態に陥りやすいやことや、暑さに慣れた体は、寒暖差が大きい時に熱中症を起こしやすいやことなどがその理由と言われています。

町民の皆様には、夏と同様にこまめな水分補給を心がけ、熱中症予防に努めてくださいますようお願いいたします。

近年、日本各地で頻発している猛暑や豪雨といった異常気象は、地球温暖化の影響で深刻化する傾向にあると考えられており、これに伴って自然災害のリスクも高まっています。

本町においても先月11日、断続的な大雨により、土砂災害警戒情報が発令され、稗造地区の一部に避難指示を発出する事態となりました。

幸いにも大きな被害には至りませんでしたが、今後、台風や線状降水帯による集中豪雨が発生しやすい時期に入るため、予断を許さない状況であります。

町では、災害発生時には迅速かつ的確な対応を心がけ、防災体制の強化に努めてまいりますので、町民の皆様も発表される防災・気象情報などにご注意いただき、状況に応じて落ち着いた行動や適切な避難を心がけてくださいますようお願いいたします。

そのような中、一昨日、富来地域においてケーブルテレビとインターネットの不具合が発生しました。これは富来支所庁舎の高圧ケーブル復旧工事に伴う非常用電源への切り替え作業が原因とみられ、現在、原因の究明と対応を進めています。すでに多くの世帯は復旧していますが、一部の世帯では未だ不具合が続いている状況です。

住民の皆様には多大なご迷惑をお掛けしておりますが、順次対応してまいりますので、ご理解とご協力を願います。

それでは、町政の近況について、ご説明いたします。

まずは、「町長といどばたトーケ」についてであります。

例年、町では地域との意見交換の場としてタウンミーティングを開催し、地域の意見を集約し、町政に反映していましたが、今年は、私の公約でもありました、町民の皆様とより身近に、より気軽に語り合える集いの場を設ける考えのもと、「町長といどばたトーケ」を開催しました。町民であれば誰でも参加可能であり、皆が車座に座り、自由に意見交換をすることで、皆様の生の声を直接聞くことが目的であります。

開催日は7月27日、8月2日、3日、9日の計4日間で、町内16地区で開催し、総勢170名の方にご参加いただきました。

各会場では、能登半島地震からの復旧・復興に関するご意見や要望、各種施策への疑問に加え、日常の暮らしで感じている問題や身近なご意見について、率直な話し合いが交わされました。

このような中、多くの会場で挙がったご意見は、生活と密接にかかわる道路の早期復旧を強く求めるものでありました。

これに関しては、水道管や下水管が布設されている道路の復旧には関係機関との調整や設計、発注などに時間を要することや、現在実施している道路復旧工事の多くは比較的設計が容易な舗装工事であること、さらに入札に参加する業者が不足していることなどの理由から、復旧には時間を要するとして説明してまいりました。なお昨日、町ホームページに道路復旧計画を公表し、町が管理する道路の復旧は複数年にわたり進めていくことをお示ししたところであり、引き続き、ご理解とご協力を願い申し上げます。

今回の「町長といどばたトーク」は、試行的な実施ではありましたが、開催時期や日程、周知不足などについて苦言をいただくことも多々ありました。いただいたご指摘を踏まえ、次回開催に向けて周知方法や開催時期、内容や効果などについて検証を行い、従来のタウンミーティングとの調整を含め、より充実した対話の場となるよう改善してまいりますので、次回もぜひご参加くださいますようお願いいたします。

なお、今回の実施結果については、既に町ホームページに掲載しておりますので、ご参考くださいますようお願いいたします。

次に、「震災復旧復興にかかる支援事業について」であります。

はじめに、令和6年能登半島地震志賀町災害義援金の第2次配分についてであります。

この度の能登半島地震に際し、全国の皆様から多くの義援金が志賀町に寄せられております。現在までの義援金の総額は約5億1千万円で、そのうち約3億4千万円を第一次配分として、昨年から人的被害および住家被害の程度に応じて配分してまいりました。

去る7月31日、第2回志賀町令和6年能登半島地震災害義援金配分委員会を

開催し、第一次配分の状況と義援金の受付状況を踏まえて協議を重ねた結果、第2次配分を前回同様、被害区分等に応じて実施することを全会一致で決定いたしました。

第二次の配分金額は、人的被害については死亡6万円、精神及び身体に著しい障害を受けた者5万円、重傷者2万5,000円、住家被害については、全壊6万円、大規模半壊4万5,000円、中規模半壊3万円、半壊2万円、準半壊及び一部損壊1万5,000円といたします。

申請については、すでに第一次配分金が振り込まれている方には、同じ口座へ振り込みを行いますので再申請は不要です。ただし、これまで一度も義援金を受け取っていない方は、改めて申請が必要ですので、役場窓口にて手続きをお願いいたします。

また先日、石川県も県義援金の第5次配分額を決定しました。県の義援金もすでに一度申請を済ませている方は、改めて申請する必要がありません。町としては、県の義援金と併せて、町義援金を配分したいと考えており、現在、その準備を進めております。

次に、「志賀町住まい再建支援金について」であります。

能登半島地震で住家に甚大な被害を受けた被災者の自宅再建を後押しし、人口流出を抑え、ふるさとの街並み再生と恒久的な住まいの確保を支援するため、「志賀町住まい再建支援金制度」を創設いたします。

住家被害が半壊以上の世帯が新たに住宅を新築、購入する場合は、費用総額が500万円以上、また半壊以上の住宅を修繕、補修する場合は、費用総額が300万円以上であることを要件に、いずれも一般の世帯は費用総額の10パーセントを、子育て世帯の場合は費用総額の12.5パーセントに相当する額を、次の金額を上限に助成いたします。

新築、購入の場合は200万円、修繕、補修の場合は100万円を上限額とし、対象が子育て世帯の場合は、新築、購入は250万円に、修繕、補修は125万円に上限額を増額いたします。なお、助成の対象となるためには住宅再建を完了し、費用総額の確定が必要ですので、ご注意願います。

またこれに加え、住家被害が半壊に満たない世帯に対しても町独自の支援として、準半壊世帯に一律10万円を、一部損壊世帯には一律5万円を支給いたし

ます。これらの世帯については、補正予算成立後、義援金受取口座に順次振り込む予定でありますので、後日ご確認ください。

次に、「被災建物跡地対策事業について」であります。能登半島地震で被災した住家や空き家が解体され、町内各地に空き地が目立つようになっております。これらの空き地を放置すると、飛砂や雑草の繁茂による害虫の発生や、不法投棄などの問題が懸念され、以前より対策を求める声が寄せられておりました。そこで、周辺住民の生活環境を守るため、住家や居宅空き家の解体後の跡地に防草シート等を施工する費用の一部を補助する制度を新たに設けることといたしました。

補助対象者は、解体後の跡地の所有者または自治会とし、補助対象経費は防草シートの購入・施工費用、業者への委託費、その他恒久的な跡地管理に必要な施工費用とします。補助率は対象経費の50パーセントとし、上限額は50万円といたします。制度の詳細につきましては、今後、広報やホームページで周知を図ってまいります。

先に述べました「志賀町住まい再建支援金事業」と「被災建物跡地対策事業」については、今定例会に当該事業にかかる補正予算を計上してございますので、議員各位におかれましては、慎重なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「観光振興イベントによる交流人口の拡大について」であります。

今年も、今月の13日、富来商工会主催による能登半島地震復興祈念イベント「増穂浦のきらめき 2025」が、道の駅とぎ海街道を中心に開催されます。さくら貝と里海をイメージしたピンクとブルーのLED照明が日没とともに次々と輝き、ベンチ周辺一帯を幻想的に照らします。このロケーションはSNSでも、多く取り上げられ、町内外から毎年多くの方が訪れています。

当日は、復興商店街やテント市をはじめ、太鼓演奏などの多彩なステージアトラクション、夜空に舞い上がる莊厳なスカイランタンや打ち上げ花火などが予定されています。

また、来月11日には、志賀町商工会青年部主催による「志賀商工祭」が文化ホール一体で開催されます。この催しは、かつて町祭として行われていた西能登やっちゃん祭りの原型となったものであり、今回の地震を契機に、先人の記録

や教えをもとに復活した復興企画であります。

催事会場にはテント市やキッチンカーが立ち並び、子ども達や地元の芸能団体によるステージやマグロの解体ショーに加え、トヨタ自動車の水素カー展示や職業体験コーナーなど催しがたくさん用意されています。加えて同日の夜には、ロッキー志賀店裏の田園において、ドローンショーと巨大打ち上げ花火が行われる予定です。

また両イベントには、日本体育大学のソングリーディングクラブとチアリーダー部による演技披露も予定されています。全国屈指の強豪チームの華麗な演技を是非ご覧いただきたいと思います。

今後もさまざまな取り組みを通して賑わいを創出し、観光地としての魅力向上と交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

次に、「トキの放鳥場所の決定について」であります。

7月16日に開催された能登地域トキ放鳥受入推進協議会において、トキの放鳥場所が羽咋市南潟地区（邑知潟周辺）に決定しました。周囲を山に囲まれ、広い水田が広がっていることから、餌場や営巣環境に最適と判断されたものです。

放鳥場所を巡っては、2022年度から宝達志水町以北の能登地域9市町に各1か所ずつモデル地区を設定し、減農薬でのコメ作りや稻刈り後の湛水などに取り組むことで、トキが生息しやすい環境づくりを進めてきました。本町では稗造地区の尊保区をモデル地区に指定して取り組んでいましたが、今回、放鳥候補地の選考には残りませんでした。

放鳥は来年6月ごろを予定しており、約15～20羽が放鳥される見込みです。本町にはここ数年、コウノトリの営巣実績があり、生息・自然環境には自信がありますので、能登で繁殖した多くのトキが近い将来、本町にも飛来し、定着してくれることを期待しています。

次に、「志賀原子力発電所について」であります。

「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、原子力発電所の運転期間延長の認可及び高経年化技術評価の仕組みが、長期施設管理計画の認可制度に移行されることになりました。

これに伴い、電力事業者は原子力施設の経年劣化などを管理するため、運転開始30年から10年を超えない期間ごとに、その時点における劣化評価の結果や劣化を管理するための措置などをまとめた長期施設管理計画と保安規定を策定し、原子力規制委員会の認可を受ける必要があります。

北陸電力はこれらを本年3月に申請し、去る6月3日に原子力規制委員会から認可を受けたとのことです。

北陸電力には、まず第一に安全対策の強化と、それを確実に運用するための体制整備を進めるとともに、こうした取り組みについては、町民の皆様に丁寧に説明するよう求めていきます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、一般会計及び各特別会計、事業会計の補正予算、条例の制定及び改正に係る議案が10件、工事請負契約の一部変更に係る議決の一部変更の議案が1件、財産の処分に係る議案が1件、令和6年度の各会計に係る決算の認定が8件の、合わせて20件であります。

議案第57号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第3号）については、歳入では、前年度繰越金のほか、災害等廃棄物処理に係る国庫補助金及び地方債、住まい再建支援金の創設に伴う県復興基金交付金（基本メニュー分）や能登創造的復興支援交付金、復興基金繰入金を主として増額し、歳出では、定期人事異動に伴う職員人件費を減額する一方で、災害等廃棄物処理に係る経費をはじめ、被災家屋の建替、修繕等に係る住まい再建支援金の追加、申請期限の延長及び件数の増加による住宅応急修理経費、計画見直しによるとき道の駅周辺の多目的広場の整備に要する経費、前年度決算に係る法定の財政調整基金積立金等の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第58号 令和7年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金のほか、能登半島地震による医療費の自己負担免除相当分として県支出金を増額し、歳出では、自己負担免除対象者に対する還付分の保険給付費の増額補正を行うものであります。

議案第59号 令和7年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金のほか、保険料徴収に係る手

数料の増加に伴う一般会計繰入金を増額し、歳出では、地震による保険料の減免措置に伴い増加した普通徴収に係る各種手数料の増額補正を行うものであります。

議案第60号 令和7年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金のほか、人事異動に伴う交付金及び繰入金、前年度事業の確定に伴う交付金を増額し、歳出では、人事異動に伴う職員給与費、前年度事業の確定に伴う国庫支出金等の返還金の増額補正を行うものであります。

議案第61号 令和7年度志賀町水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出及び資本的支出とともに、定期人事異動に伴う職員手当等の増額補正を行うものであります。

議案第62号 令和7年度志賀町下水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出及び資本的支出とともに、定期人事異動に伴う職員手当等の増額補正を行うものであります。

議案第63号 志賀町携帯電話等エリア整備事業分担金及び使用料徴収条例については、国県補助金の交付を受けて、町が行う携帯電話等エリア整備事業に要する費用に充てるため、地方自治法の規定に基づき徴収する分担金及び使用料の徴収に關し必要な事項を定めることを目的として、新たに条例を制定するものであります。

議案第64号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、関係する条例が引用する条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第65号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の一部改正に準じ、職員の仕事と育児等の両立支援及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するため、所要の改正を行うものであります。

議案第66号 志賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、国内外における物価上昇など経済社会情勢の変化に対応するとともに、

事務負担軽減を図ることを目的に国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことに伴い、準用する町旅費条例において、所要の改正を行うものであります。

議案第67号 「専決処分の承認について（工事請負契約の一部変更について）」の議決の一部変更については、令和7年第2回定例会で議決承認いただいた「町道第4067号今田西谷内線道路災害復旧工事（6災10861号）」に係る請負契約の変更を行うものであります。

変更内容につきましては、舗装復旧面積の増工に伴い請負額を増額するもので、契約金額を526万200円増額し、5,767万8,500円に変更するものであります。

議案第68号 「財産の処分について」は、能登中核工業団地内の工場用地7,472平方メートルを、日高機械エンジニアリング株式会社 代表取締役 日高明広に3,915万3,280円で売却するものであります。

認定第1号から認定第8号までについては、令和6年度の一般会計をはじめとする8会計の決算について、関係法令の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に提出し、認定を求めるものであります。なお、決算の内容については、別途説明させていただきますので、本日の説明は、省略させていただきます。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

**福田晃悦議長** 説明を終わります。

---

日程第5 町長提出 議案第67号（質疑、委員会付託、討論、採決）

**福田晃悦議長** ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第67号を議題とします。

---

( 質 疑 )

**福田晃悦議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**福田晃悦議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 委 員 会 付 託 省 略 )

**福田晃悦議長** お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**福田晃悦議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**福田晃悦議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**福田晃悦議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**福田晃悦議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**福田晃悦議長** これより、採決します。

町長提出 議案第67号 「専決処分の承認について（工事請負契約の一部変更について）」の議決の一部変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

**福田晃悦議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

( 休 会 )

**福田晃悦議長** 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明3日から8日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**福田晃悦議長** ご異議なしと認めます。

よって、明3日から8日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、9月9日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時30分 散会)

## 議 長 報 告

1 議長報告第26号

例月出納検査の結果について

(令和7年7月24日実施)

2 議長報告第27号

入札結果調書について

(令和7年8月20日 6件)

(令和7年8月28日 1件)